

突然「あなたの名前で社債を購入した」と電話をしてくる手口に注意！
－ 消費者をあわてさせてお金をだまし取る買え買え詐欺 －

突然「あなたの名前で社債を購入した」と電話をしてきて、消費者をあわてさせてお金をだまし取ろうとする買え買え詐欺の新しい手口が広がっています。

これまでの買え買え詐欺では、買取り業者は、「代わりに権利を買ってくれば高値で買い取る」「名義を貸してくれば謝礼を支払う」などと言って、消費者に利益になると思わせて社債等を購入するよう誘導していました。

しかし、この新しい手口では、突然「あなたの名前で社債を購入した」などと電話をしてきて、消費者をあわてさせ、キャンセル手続きをさせるように誘導します。その後消費者が業者とやりとりをしているうちに、「キャンセル料が必要」などと言ってお金をだまし取ろうとします。なかには「インサイダー取引になる」「あなたも罪になる」などと脅されるケースもあります。

こうした不審な電話があった場合には、相手にせずすぐに電話を切って消費生活センター等に相談してください。

1. 相談事例

【事例 1】「あなたの名義で証券を買った」という電話があり、キャンセルは自分でするよ うに言われた

1 週間前、知らない証券会社から「A 社の書類か証券が届いていないか」と電話があった。「そのようなものは届いていないし証券に興味はない」と言ったら電話が切れた。今日また同じ証券会社から電話があり、「あなたの名義で A 社の証券を 1,000 万円買った」と言う。驚いて「勝手にそのようなことをされたら困る」と言ったら、「キャンセルは名義人がするように」と言われた。すぐに A 社にキャンセルの電話をしたが、明日でなければ成立したかどうか分からないと言われた。心配になり再度証券会社に電話をしたら「他の人に言うとキャンセルは無効になる」と脅された。怖くなって「消費生活センターに電話する」

と言って電話を切った。今後どうすればいいか。

(相談受付：2013年3月、契約者：60歳代、女性、栃木県)

【事例2】「社債をあなた名義で購入した」と電話があり、キャンセルしようとしたら「キャンセル料が必要」と言われた

「再生医療の機械を扱っているA社の社債を購入してほしい。パンフレットを送付する」と、信託会社を名乗るB社から電話があり、「興味がない」と答えた。

数日後、再度、B社から電話があり、「あなたの名義でA社の社債1,000万円を購入した」と言われた。「困る」と言うと「A社にキャンセルの電話をして」と言われたため、A社に電話すると「キャンセル料は500万円」と言う。この内容をB社に伝えたところ、「金融庁からインサイダー取引の疑いをかけられた。いくら用意できるか。裁判沙汰になるので、この件は警察やご主人には一切話さないで」と言われ、用意できた300万円を、最寄駅でB社の社員に手渡した。

翌日、A社から電話があり、「金融庁から400万円の追加命令がきた」と催促され、困って夫に相談すると、「だまされている」と言われ、警察に相談することになった。

(相談受付：2013年4月、契約者：70歳代、女性、千葉県)

【事例3】「あなたの名前を使い未公開株を購入した」という電話があり、キャンセルしようとしたら「あなたも罪になる」と言われた

4日前に証券会社から「他人があなたの名前を使い、ある業者から1,000万円分の未公開株を購入した」と電話があり、その後その未公開株の発行会社から「1,000万円の振り込みを確認した」と電話があった。全く身に覚えのない話で意味が分からず、1日考えて「この契約はおかしいのでキャンセルしたい」と発行会社に申し出ると「1,000万円を口座に返金する手続きを取る」と言われ、口座番号を聞かれたので教えた。その後「契約をキャンセルすることに関して、金融庁であなたの口座を確認したところ問題になっている。口座の残高を300万円増額しないと振り込めない」と言われた。「300万円も増額はできない」と言うと「警察沙汰になりあなたも罪になる」などと言われて結局300万円をそろえた。その後の話で当日が週末のため口座振込ではなく家に集金に来ることになり現金で渡したが、「誰かに言うと警察に逮捕される」と言うので夫にも秘密にした。私の挙動を怪しんだ夫から問われ事情を話したところ「詐欺だ」と言われた。返金希望。

(相談受付：2013年3月、契約者：60歳代、女性、神奈川県)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 「あなたの名前で社債を購入した」などと言ってくる不審な電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。

この手口では、突然「あなたの名前で社債を購入した」などと電話をしてきて消費者を動揺させ、急いでキャンセルしなくてはと思わせてその後のやりとりに引きずり込んでいきます。こうした不審な電話は詐欺ですので、相手にせずすぐに電話を切ってください。

一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法もあります。

(2) 業者とやりとりをしてしまった場合でも、絶対にお金は支払わないでください。

突然こうした不審な勧誘を受け、動揺して業者とやりとりをしてしまった場合でも、絶対にお金は支払わないでください。一度お金を支払ってしまうと、取り戻すことは極めて困難です。

(3) すぐに消費生活センターや警察に相談してください。

少しでも不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターや警察に相談してください。

(4) 日頃から家族や身近な人による高齢者への見守りも大切です。

トラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止や被害拡大の防止のためには、家族や身近な人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子や居室、居宅の変化などに気をつける必要があります。

3. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

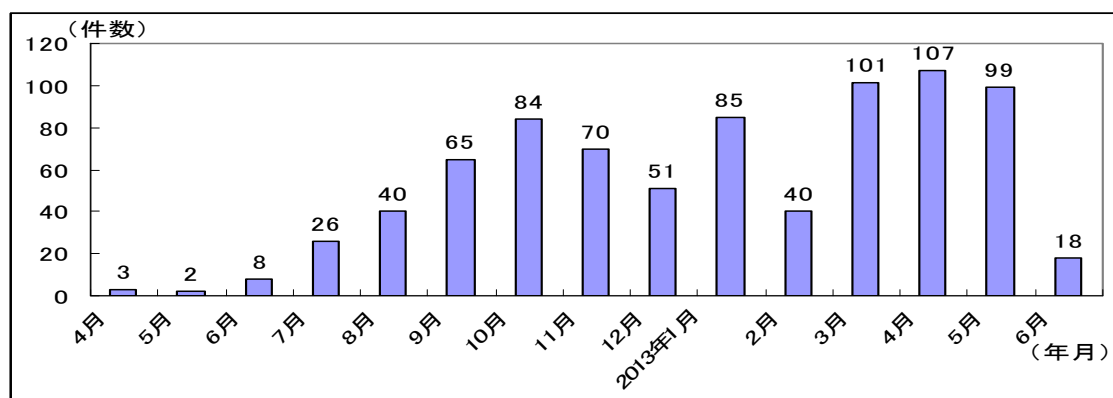
消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

日本証券業協会

(参考) 突然「あなたの名前で社債を購入した」などと電話をしてくる買え買え詐欺の相談件数 (2012年度～)



合計 799 件

(2013年6月30日までの登録分。件数は、本件のため特別に精査したものです。)

(注1) 上記件数のうち、既に支払いをしているという件数は40件で、その平均既支払金額は約560万円です。

(注2) この手口では、証券会社や信託会社をかたる者から、突然『「〇〇社」の社債をあなた名義で購入した』などという電話が消費者へかかってきます。このうち、直近で相談件数が多いのは、「ニッセイ」という呼称を用いた架空の業者の社債や未公開株等に関する相談です。このように、実在する会社の商号・名称と同一または類似する呼称を用いて勧誘を行っているケースが多く見られます。

<「ニッセイ」という呼称を用いた架空の業者に関する相談件数>

合計 161 件 (2013年2～6月)

※相談の中で聞き取りをした当該業者の所在地を現地確認したところ、その住所には当該業者は存在しておらず、実態のない架空の業者でした。

※現在別の呼称を用いて勧誘を行っている可能性があります。

※なお、当該業者と同名の実在する会社が存在する場合があります。